

【表紙】

| | |
|----------------|---|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月12日 |
| 【会社名】 | 三洋化成工業株式会社 |
| 【英訳名】 | SANYO CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 安藤 孝夫 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 京都市東山区一橋野本町11番地の1 |
| 【縦覧に供する場所】 | 三洋化成工業株式会社 東京支社 (東京都中央区日本橋本町一丁目5番6号第10中央ビル) 三洋化成工業株式会社 大阪支社 (大阪市中央区本町一丁目8番12号オーク堺筋本町ビル10階) 三洋化成工業株式会社 名古屋営業所 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号名古屋三井ビル本館16階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注) 上記の東京支社、大阪支社及び名古屋営業所は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長安藤孝夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも適切に対応できない可能性があるなど、その機能する範囲には一定の限界があります。従って、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性を有しております。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して行いました。

財務報告に係る内部統制の評価は、財務報告の信頼性に及ぼす金額的・質的影響の重要性の観点から当社および連結子会社を対象としました。

評価にあたり、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」)及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社およびすべての連結子会社を対象としました。その評価は、関連文書の検証・関係者への質問等の手続を実施することにより行いました。

業務プロセスに係る内部統制の評価は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、当社および連結子会社の売上高を上位より累積し、連結売上高の概ね2/3程度の割合に達するまでの会社を対象とし、当該対象会社の業務プロセスの内、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」、「固定資産」ならびに連結財務諸表における金額的重要性の高い勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、退職給付関係等のように見積りや予測を伴い、重大な虚偽記載の発生可能性が高い勘定科目についても評価の対象としました。

業務プロセスに係る内部統制の評価は、それぞれの業務プロセスを分析した上で、財務報告の適正性、信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、その要点について関連文書の検証・関係者への質問等を通じ、整備および運用状況を評価することにより財務報告に係る内部統制が機能しているかを評価しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。